

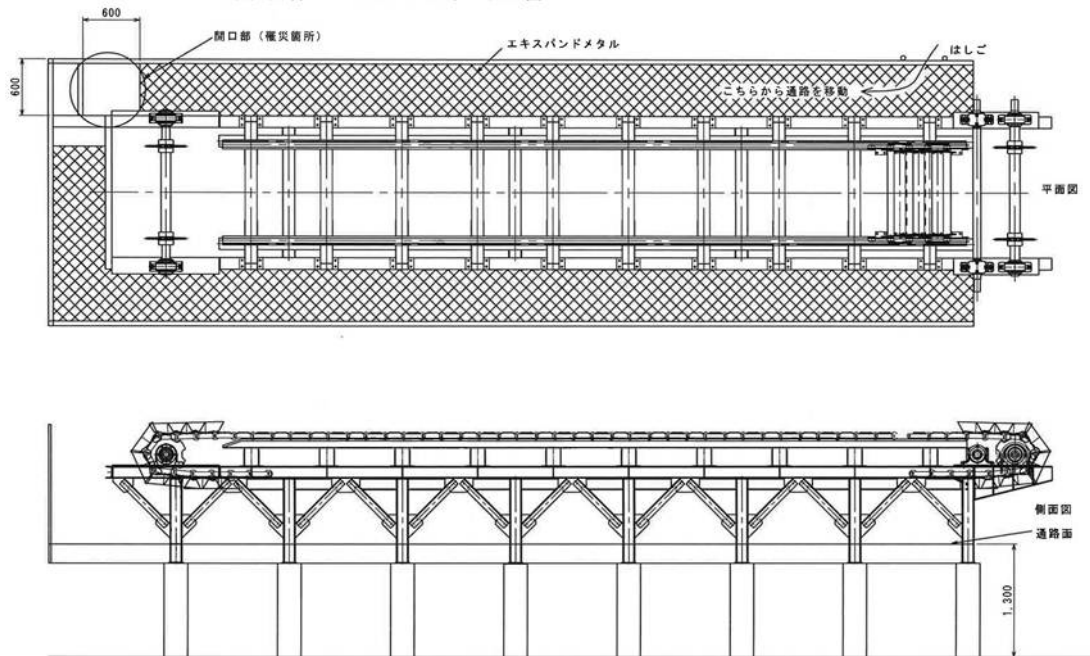
災害等情報（詳報）

鉱種： 石灰石	鉱山の所在地： 埼玉県					
災害等の種類：（坑内）墜落	発生日時： 平成26年1月10日（金） 10時15分頃	罹災者数	死	重	軽	計
					①	①
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 59歳、本社部長、非鉱山労働者						
罹災程度：右胸肋骨2本骨折、外傷性気胸						
<p>【概要】</p> <p>本社業務の一環である月例の保安パトロールを実施するため、罹災者は保安統括者とともに9時頃から坑内に入坑した。</p> <p>罹災者はエプロンフィーダの修繕作業を確認するため点検用歩廊に上がり、エプロンフィーダの状態を見ながら歩いていたところ、同歩廊の開口部に気が付かず右足を踏み入れて落ち込み、歩廊のフレームに右胸を打ちつけ罹災した。</p> <p>なお、同歩廊はエキスパンドメタルの取付作業中であった。</p>						
<p>【原因】</p> <p>○作業中の開口部について、閉塞、通行禁止、警標設置等の措置が講じられていなかった。</p> <p>○罹災者がエプロンフィーダに気を取られ、足元を見ていなかった。</p> <p>○修繕作業者は、保安パトロールが当該箇所に入ることを知らなかった。</p>						
<p>【対策】</p> <p>○事業所保安設備（通路、点検歩廊、階段、保安柵等）の総点検実施。</p> <p>○保安設備の修理・工事に関する作業基準の作成。</p> <p>○作業基準に基づく保安教育の実施。</p>						
<p>【参考情報等】</p> <p>○通路の工事を行う際は周辺に立入禁止措置や警標を掲げる等の措置を講じ、鉱山労働者等に周知しましょう。</p> <p>○鉱山保安法令や労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。</p> <p>＜鉱山保安法令＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱山等に設置される施設に関する共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第1号及び第2号） <p>＜労働安全衛生法令＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通路に関する安全基準（労働安全衛生規則第540条第1項） 						

【お問い合わせ先】

関東東北産業保安監督部 鉾山保安課 宮瀬、内田

電話番号 048-600-0437



災害発生箇所写真



災害発生箇所 (赤枠の開口部)



災害発生箇所 (再視)